

自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に
関する運用方針

	平成10年6月17日	自保第128号03
改正	平成13年12月14日	国自総第10044号
改正	平成16年4月7日	国自総第13号02
改正	平成17年4月6日	国自総第6号
改正	平成18年3月31日	国自総第597号02
改正	平成18年7月26日	国自総第207号
改正	平成19年3月23日	国自総第554-2号02
改正	平成20年3月14日	国自総第482号02
改正	平成21年3月10日	国自旅第343号
改正	平成22年3月19日	国自旅第327号02
改正	平成23年3月25日	国自旅第229号02
改正	平成24年3月30日	国自安第96号02
改正	平成24年10月19日	国自安第91号
改正	平成25年5月15日	国自技第15号02
改正	平成25年7月30日	国自技第78号02
改正	平成26年6月19日	国自安第33号02
改正	平成27年6月24日	国自技第83号02
改正	平成28年6月24日	国自安第61号
改正	平成28年11月25日	国自安第167号
改正	平成29年6月29日	国自技第61号
改正	平成30年7月27日	国自安第79号
改正	令和元年9月17日	国自安第92号
改正	令和2年10月22日	国自技環第110号02

この運用方針は、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付け自保第151号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助採択の方針及び補助対象経費の内容等について以下のとおり定めるものである。

（補助採択の方針）

- 1 別紙1の1.、別紙1の2. 及び別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）の補助対象事業者がリース事業

者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回らなければならない。

- 2 自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業）は、同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

（補助対象経費の内容等）

- 3 交付要綱別表の各補助対象経費の内容は、別紙1の1.～4.のとおりとする。
- 4 別紙1の1.事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車(A S V)の導入に対する支援)については以下のとおりとし、同一車両に複数の装置を装着する場合には、車両1台分当たりの補助限度額は15万円（バスは中小企業30万円、中小企業以外20万円）とする。
- (1) 衝突被害軽減ブレーキについては、協定規則（国連の車両等の型式認証相互承認協定に基づく規則をいう。以下同じ。）第131号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円（バスは中小企業15万円、中小企業以外10万円）とする。
- (2) 以下の要件を満たした①～③の装置については、同一車両に①～③の複数の装置を装着する場合（個々の装置が個別に装着できるものに限る。）にあつては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとする。
- ① ふらつき注意喚起装置については、別紙2に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円（中小企業以外は3万3千円）とする。
- ② 車線逸脱警報装置については、協定規則第130号の技術的な要件（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては別紙3）に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円（中小企業以外は3万3千円）とする。
- ③ 車線維持支援制御装置については、協定規則第79号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円（中小企業以外は3万3千円）とする。
- (3) 車両安定性制御装置については、協定規則第13号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円（中小企業以外は6万7千円）とする。
- (4) ドライバー異常時対応システムについては、「ドライバー異常時対応システムガイドライン」（平成28年3月国土交通省自動車局）の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円（中小企業以外は6万7千円）とする。

(5) 先進ライトは、自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯とし以下の要件を満たした装置に対して車両1台当たりの補助限度額は10万円とする

① 自動切替型前照灯については、協定規則第48号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するもの

② 自動防眩型前照灯及び配光可変型前照灯については、協定規則第48号及び第123号の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するもの。

(6) 側方衝突警報装置については、別紙4に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円（中小企業以外は3万3千円）とする。

(7) 統合制御型可変式速度超過抑制装置については、「統合制御型可変式速度超過抑制装置 ガイドライン」（令和2年5月国土交通省自動車局）の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円（中小企業以外は6万7千円）とする。

5 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行うデジタル式運行記録計については、次に掲げる機能を有するものとして国土交通大臣に選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は3万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は10万円とする。

(1) 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器であること。

(2) デジタル式運行記録計の解析ソフトウェアによる出力結果が運行管理及び安全運転の指導に活用できること。

(3) (2)のソフトウェアは、運転者の労務状況を一覧表等により容易に確認できるものであり、かつ、法令等で定める運転者の労働時間等について、違反及び違反のおそれがある場合に画面上で警告を発するものであること。

(4) (2)のソフトウェアは、映像記録型ドライブレコーダーが記録した撮影情報を運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであること。

(5) 品質が保証され、保証期間が定められていること。

(6) 5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

6 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行う映像記録型ドライブレコーダーについては、次に掲げる機能を有するものとして国土交通大臣に選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は2万円（一般乗合旅客自動車（高速乗合バス※を除く。以下「路線バス」という。）については2万5千円）、カメラ1台当たりの補助限度額は5千円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は3万円とする。

※高速乗合バスとは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。以下この要領において同じ。

- (1) 運転時に連続して車両前方の映像を撮影し、急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合に、その前後一定時間の映像の情報（日時を含む。）を記録できること。
- (2) 一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車に備えるものにあつては、(1)に加え、運転時に連続して、車内において前方から車内の映像の情報（日時を含む。）を記録すること。
- (3) 路線バスに備えるものにあつては、(2)に加え、運転時に連続して、車内において中央付近から車内後方の映像の情報（日時を含む。）を記録すること。
- (4) (1)～(3)の記録された撮影情報を外部機器に出力が可能であること。
- (5) 記録した撮影情報は、ソフトウェアを用いて安全運転の指導に活用出来ること。
- (6) 記録した撮影情報は、デジタル式運行記録計の解析ソフトウェアにより運行管理及び安全運転の指導に活用できること。
- (7) 機械的動作が円滑であること。
- (8) 十分な耐久性があること。
- (9) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (10) 5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

7 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において5に規定するデジタル式運行記録計及び6に規定する映像記録型ドライブレコーダーの一体型（同一車両に対し、5に規定するデジタル式運行記録計と6に規定する映像記録型ドライブレコーダーを同時に装着する場合、または、5に規定するデジタル式運行記録計であつて、カメラ等を付加し、6に規定する映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなった場合を含む。）を購入する場合における車載器1台当たりの補助限度額は5万円（ただし、路線バスについては5万5千円、貸切バスについては3万円）、事業所用機器1台当たりの補助限度額は13万円（ただし、貸切バスについては10万円）とする。

8 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）において補助を行う機器等については、次に掲げる機器等でありかつ国土交通大臣による過労運転防止に資する機器として選定されたものとする。

- (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器
- (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- (3) 休憩時間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- (4) 運行中の運行管理機器

※上記機器の要件については、別紙1注2を参照。

- 9 別紙1の2. 及び別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）においては、補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当たりの上限を80万円とする。
- 10 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助を行う事故防止コンサルティングについては、当該コンサルティングが国土交通大臣の認定を受けているコンサルティングメニューであることとする。
- 11 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）においては、補助対象事業者当たりの上限を100万円とする。（申請状況によっては、さらなる上限を付したうえで補助金の交付を行う場合がある。）

附 則

1. この内規は、平成10年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助（都道府県バス協会等の自動車事故防止事業の部）に関する運用方針（平成9年5月13日自保第126号の3）は廃止する。

附 則（平成13年12月14日付け国自総第10044号）

1. この内規は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成16年4月7日付け国自総第13号の2）

1. この運用方針は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月6日付け国自総第6号）

1. この運用方針は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け国自総第597号の2）

1. この運用方針は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年7月26日付け国自総第207号）

1. この運用方針は、平成18年7月26日以降の交付決定から適用する。

附 則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号の2）

1. この運用方針は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日付け国自総第482号の2）

1. この運用方針は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日付け国自旅第343号）

1. この運用方針は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年3月19日付け国自旅第327号の2）

1. この運用方針は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月25日付け国自旅第229号の2）

1. この運用方針は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日付け国自安第96号の2）

1. この運用方針は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年5月15日付け国自技第15号の2）

1. この運用方針（先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援に係る分）は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年7月30日付け国自技第78号の2）

1. この運用方針は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月19日付け国自安第33号の2）

1. この運用方針は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成27年6月24日付け国自技第83号の2）

1. この運用方針は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年6月24日付け国自安第61号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年11月25日付け国自安第167号）

1. この運用方針は、平成28年度の補助金のうち平成28年12月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附 則（平成29年6月29日付け国自技第61号）

1. この運用方針は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年7月27日付け国自安第79号）

1. この運用方針は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年9月17日付け国自安第92号）

1. この運用方針は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（令和2年10月22日付け国自技環第110号の2）

1. この運用方針は、令和2年度の補助金から適用する。